## 意見招請の結果 (寄せられた意見と三重県の考え方)

No	資料名	ページ	章番号	寄せられた意見	三重県の考え方	仕様書修正 の有無	仕様書変更内容
	eLTAX 日 日 日 日 日 ス 務 様 書	P3	4 履行	・運用期間が60か月となっているが、令和8年度のeLTAX更改を契機にサービス内容に大幅な見直しが入る可能性が高いため、運用期間を36か月程	・これまでの契約においても、運用期間を60か月として調達を行っていましたので、本委託業務においても、60か月間での調達とします。 ・なお、本委託業務の範囲内での対応ができないような大きな機能追加や既存機能の大幅な見直し等があった場合における本県の対応や考え方については、 13 受託事業者が本委託業務で提供するサービス及び業務の詳細 (2) eLTAX利用サービスの基本要件 ウ 機能拡充等に伴うサービス内容の追加 (4) 運用・保守業務の詳細事項 オ 機能拡充等に伴う支援業務 にて、記載していますので、内容をご確認ください。 ・逆に、どのような場合に変更契約を行う必要があるかや、本県と受託事業者間の費用負担等の考え方等については、事業者にて違いがあると考えていますので、その詳細を提案項目とし、本県にとってよりよい提案を高く評価することとしています。	無	【変更なし】 (2) eLTAX利用サービスの基本要件 ウ 機能拡充等に伴うサービス内容の追加 (中略) ・機能拡充等に伴うサービス内容の追加の内、新機能の追加や既存機能の大幅な追加等により、本委託業務の範囲 内での対応ができない場合は、別契約による対応を行うこととするが、共同機構からの情報提供があった時点で速 やかに本県に対して協議を行い、本県の承認を得たうえで、別契約にて対応する部分について決定すること。 ・【提案】機能拡充等に伴うサービス内容の追加において、別契約を締結する必要があるケースについて、その考 え方や業務範囲等の詳細について、説明を行うこと。また、別契約を締結する際の費用負担の考え方についても説 明すること。 (以下略)  【変更なし】 (4) 運用・保守業務の詳細事項 オ 機能拡充等に伴う支援業務 (中略) ・本委託業務で提供される機能拡充等に伴う支援業務について、新機能の追加や既存機能の大幅な追加等により、 本委託業務の範囲内での対応ができない場合は、別契約による対応を行うこととするが、共同機構からの情報提供 があった時点で速やかに本県に対して協議を行い、本県の承認を得たうえで、別契約にて対応する部分について決 定すること。 ・【提案】機能拡充等に伴う支援業務の追加において、別契約を締結する必要があるケースについて、その考え方 ・ 【提案】機能拡充等に伴う支援業務の追加において、別契約を締結する際の費用負担の考え方についても説明すること。 (以下略)

No	資料名	~-:	ジー章番号	寄せられた意見	三重県の考え方	仕様書修正 の有無	仕様書変更内容
2	eLTAX 利 と 教 様 書	P3		・eLTAX-ASPサービスについては地方税共同機構による標準仕様となっており、企画提案型での調達は前例がないため、通常の一般競争入札による調達を希望する。	・ご指摘のとおり、eLTAX-ASPサービスとして、各認定委託先事業者から提供されている各種機能は、地方税共同機構の標準仕様をベースとしていると認識しています。そのため、本委託業務で調達する機能(eLTAX利用サービス)についても、標準仕様をベースとした仕様としています。 ・また、調達方式として、企画提案コンベによる調達としていますが、これは、昨年度、eLTAX利用サービス(eLTAX-ASPサービス)にかかる情報提供依頼(RFI)を行ったところ、各社にて、標準機能を越えて、様々な追加機能や便利機能の提案があり、これらを利用することで、本県の業務がより効率化される等の効果が見込めることが確認できたことから、各社からのより良い提案に対して高い評価を行うために実施するものです。そのため、提案コンベ方式での調達は、前例がないとのことではありますが、より良い提案による調達への参加について、ご検討いただくようお願いします。 ・なお、受託事業者から提供される機能が、標準機能そのままであったとしても(特段の提案がなかったとしても)、仕様における必須要件を満たす形にしているため、応札自体は可能と考えていますので申し添えます。  【注】  13 受託事業者が本委託業務で提供するサービス及び業務の詳細(6)その他サービス、その他業務の詳細事項ア 仮登録したプレ申告データの削除この項目だけは、標準機能とは異なりますが、対応いただく必要がありますので、ご注意ください。	無	【変更なし】 13 受託事業者が本委託業務で提供するサービス及び業務の詳細 (6) その他サービス、その他業務の詳細事項 ア 仮登録したプレ申告データの削除 ・ プレ申告データを送信する際。eLTAX上で当該事業者の状態を確認するため、プレ申告データを作成し、仮登録することで事前にエラー状況の確認を行っているが、この仮登録したプレ申告データについては、本県側から削除を行うことができない。そのため、仮登録されたプレ申告データについて、全削除を行うこと。なお、後日、改めて、エラー対応済みのデータを作成し、プレ申告データの本番登録を行うため、データ削除の際は、本番登録に影響がないようにすること。
3	eLTAX利 用サービ ス提供業 務委託仕 様書	全体	_	・今回公示された調達仕様に ついては現行の仕様と大きく 異なり、対応困難な点が複数 見込まれるため、現行仕様と 同等の調達仕様による調達を 希望する。	・昨年度、eLTAX利用サービス(eLTAX-ASPサービス)にかかる情報提供依頼 (RFI)を行ったところ、各社にて、標準機能を越えて、様々な追加機能や便利機能の提案があり、これらを利用することで、本県の業務がより効率化される等の効果が見込めることがわかりました。 ・そのため、現行契約における調達仕様をベースとし、提案項目を追加する形で本委託業務の調達仕様を作成するとともに、各社からのより良い提案に対して高い評価を行うため、企画提案コンペ方式による調達を行うこととしています。 ・なお、本委託業務の調達仕様は、現行契約における調達仕様をベースとしているため、現行契約における調達仕様を満たす機能であれば、本委託業務の対応も可能であると考えています。	無	